

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第107号 宇治市指定金融機関等事務取扱要綱の一部を改正する要綱……………（会計室）…2
- 告示第109号 議決予算の公表……………（財政課）…2

公 告

- 公告第58号 道路法違反物件の除去……………（建設総務課）…5

公 営 企 業

- 告示第6号 宇治市水道事業及び下水道事業取納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱……………5
- 公告第25号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………6
- 公告第26号 宇治市排水設備指定工事事業者の指定……………6

告示

宇治市告示第107号

宇治市指定金融機関等事務取扱要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和4年11月2日

宇治市長 松村 淳子

宇治市指定金融機関等事務取扱要綱の一部を改正する要綱
宇治市指定金融機関等事務取扱要綱（昭和52年宇治市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第5条中「の取扱店」を「の取りまとめ店」に、「つど」を「都度」に、「宇治市指定金融機関等取扱店名称等変更届」を「宇治市指定金融機関等取りまとめ店名称等変更届」に、「市長」を「市長」に改める。

第9条第2号イ中「京都手形交換所加盟金融機関又は当該加盟金融機関」を「手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関」に改め、同号ウ中「宇治市及び京都市」を「全国の区域」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「申し出」を「申出」に改め、同条第1号中「別記様式第2号の2」を「別記様式第3号」に改め、同条第4号中「申し出」を「申出」に、「または」を「又は」に、「取扱う」を「取り扱う」に改め、同条第5号中「申し出」を「申出」に改める。

第12条第2号本文中「あらかじめ指定金融機関に届出のある」を「収納金融機関所定の」に改める。

第13条第1項中「宇治市公金収納添票（別記様式第3号）を添えて、翌営業日午前中に」を「遅滞なく、」に、「送付する」を「送付するものとする」に改め、同条第2項中「及び宇治市公金収納添票」を削り、「当日直接」を「直接」に、「宇治市公金収納添票及び宇治市公金収納日計表（別記様式第4号）を添えて翌営業日午前中に」を「宇治市公金収納日計表（別記様式第4号）を添えて、遅滞なく、」に、「送付する」を「送付するものとする」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 取りまとめ店は、取扱店が収納金を受け入れたときは、遅滞なく、収納金を総括店に払い込むものとする。

第13条第4項を削る。

第14条第1項後段中「収納代理金融機関」を「同条第1項中「収納代理金融機関」に、「宇治市公金収納日計表」を「同条第2項中「宇治市公金収納日計表」に、「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改める。

第15条第1項中「宇治市公金収納添票を添えて翌営業日午前中に」を「遅滞なく、」に、「送付する」を「送付するものとする」に改め、同条第2項中「宇治市公金収納添票」を削り、「当日直接」を「直接」に、「翌営業日中に」を「遅滞なく、」に、「送付する」を「送付しなければならない」に改め、同条第3項中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第18条中「翌営業日中に」を「遅滞なく、」に、「送付する」を「送付しなければならない」に改める。

第21条本文中「第19条」を「第19条」に、「3日」を「7営業日」に改め、同条ただし書を削る。

別記様式第1号中「別記様式第1号」を「別記様式第1号（第5条関係）」に、「宇治市指定金融機関等取扱店名称等変更届」を「宇治市指定金融機関等取りまとめ店名称等変更届」に改め、「昭和」を削り、「宇治市長 殿」を「宇治市長宛て
宇治市指定金融機関 宇治市指定金融機関宛て」に改め、「（株式会社 京都銀行取締役頭取 殿）」を削り

、「位置および」を「位置及び」に改め、同様式の注書を削る。

別記様式第3号を削り、別記様式第2号の2を別記様式第3号とする。

別記様式第5号を削り、別記様式第6号を別記様式第5号とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年11月4日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の宇治市指定金融機関等事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

宇治市告示第109号

議決予算の公表について

令和4年9月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年11月18日

宇治市長 松村 淳子

令和4年度宇治市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度宇治市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,301,631千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,729,071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
16. 国庫支出金		14,877,740	1,107,169	15,984,909
	1. 国庫負担金	11,270,755	415,000	11,685,755
	2. 国庫補助金	3,553,770	692,169	4,245,939
17. 府支出金		5,746,687	34,388	5,781,075
	2. 府補助金	1,515,160	34,388	1,549,548
18. 財産収入		68,390	469	68,859
	1. 財産運用収入	62,250	469	62,719
20. 繰入金		773,392	3,281	776,673
	1. 基金繰入金	773,392	3,281	776,673
21. 繰越金		122,900	22,124	145,024
	1. 繰越金	122,900	22,124	145,024
23. 市債		4,620,000	134,200	4,754,200
	1. 市債	4,620,000	134,200	4,754,200
歳入合計		68,427,440	1,301,631	69,729,071

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
2. 総務費		8,243,679	48,469	8,292,148
	1. 総務管理費	6,849,851	469	6,850,320
	3. 戸籍住民基本台帳費	384,508	48,000	432,508
3. 民生費		31,463,279	55,352	31,518,631
	1. 社会福祉費	14,916,334	38,252	14,954,586
	2. 児童福祉費	11,528,699	17,100	11,545,799
4. 衛生費		6,176,559	765,000	6,941,559
	1. 保健衛生費	3,262,298	765,000	4,027,298
6. 農林水産業費		362,497	20,281	382,778
	1. 農業費	264,125	20,281	284,406
7. 商工費		2,094,966	155,000	2,249,966
	1. 商工費	2,094,966	155,000	2,249,966
8. 土木費		6,119,872	40,000	6,159,872
	4. 都市計画費	2,946,853	40,000	2,986,853

10. 教 育 費		5,304,143	217,529	5,521,672
	1. 教 育 総 務 費	1,064,280	8,700	1,072,980
	2. 小 学 校 費	1,778,595	201,429	1,980,024
	4. 幼 稚 園 費	802,982	7,400	810,382
歳 出 合 計		68,427,440	1,301,631	69,729,071

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
10. 教育費	2. 小学校費	小学校大規模改造事業	370,300

第 3 表 債務負担行為補正

1. 変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
菟道横島線橋梁耐震化事業 (宇治川橋)	自 令和 4年度 至 令和 7年度	600,000	自 令和 4年度 至 令和 7年度	750,000

第 4 表 地方債補正

1. 変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後					
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
小学校施設整備事業債	223,600	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	357,800	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による

令和4年度宇治市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度宇治市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,297,600千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,026,671千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
16.国 庫 支 出 金		15,984,909	1,297,600	17,282,509
	2. 国 庫 補 助 金	4,245,939	1,297,600	5,543,539
歳 入 合 計		69,729,071	1,297,600	71,026,671

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
3.民 生 費		31,518,631	1,297,600	32,816,231
	1. 社 会 福 祉 費	14,954,586	1,297,600	16,252,186
歳 出 合 計		69,729,071	1,297,600	71,026,671

公 告

宇治市公告第58号

道路法違反物件の除去について

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年11月2日

宇治市長 松村 淳子

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反していますので、令和4年11月16日までに除去してください。

期日までに除去されない場合は、同法第44条の3第1項の規定により市において除去します。

名称又は種類	場所
看板	槇島町菌場113番2（矢落菌場線）
看板	槇島町一丁田2番地先（槇島町111号線）

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第6号

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和4年11月2日

宇治市長 松村 淳子

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱（昭和42年宇治市水道事業告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「、位置」を削り、同条本文中「収納取扱店」を「前条の取りまとめ店」に、「宇治市上下水道事業収納取扱金融機関店舗名称位置変更届」を「宇治市上下水道事業収納取扱金融機関取りまとめ店名称等変更届」に改める。

第7条第2号イ中「、京都手形交換所加盟金融機関又は当該加盟金融機関」を「、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関」に改め、同号ウ中「宇治市及び京都市」を「全国の区域」に改める。

第10条第2号本文中「あらかじめ出納取扱金融機関に届出のある」を「収納取扱店所定の」に改める。

第12条第1項中「、宇治市上下水道事業公金収納添票（別記様式第7号）を添えて、翌営業日午前中に」を「、遅滞なく、」に、「送付する」を「送付するものとする」に改め、同条第2項本文中「及び宇治市上下水道事業公金収納添票」を削り、「、当日直接」を「、直接」に、「集計し、宇治市上下水道事業公金収納添票及び」を「集計し、」に、「翌営業日午前中に」を「、遅滞なく、」に、「送付する」を「送付するものとする」に改め、同項ただし書中「、宇治市上下水道事業公金収納添票及び宇治市上下水道事業公金収納日計表を添えて、翌々営業日午前中に」を「、宇治市上下水道事業公金収納日計表を添えて、遅滞なく、」に、「送付する」を「送付するものとする」に改め、同条第3項本文中「次項において同じ。」を削り、「日から起算して4営業日以内に宇治市上下水道事業公金領収証書（別記様式第9号）をもって交換決済により」を「ときは、遅滞なく、」に、「払い込む」を「払い込むものとする」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項を削り、同条第5項中

「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とする。

別記様式第1号中「宇治市上下水道事業収納取扱金融機関店舗名称位置変更届」を「宇治市上下水道事業収納取扱金融機関取りまとめ店名称等変更届」に改め、

「宇治市長宛て」を

宇治市水道事業及び下水道事業出納取扱金融機関」

「宇治市長宛て」に改め、

宇治市水道事業及び下水道事業出納取扱金融機関宛て」

「（株式会社京都銀行様）」を削り、同様式の注書を削る。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号 削除

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号 削除

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年11月4日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

宇治市上下水道事業公告第25号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和4年10月31日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和4年11月18日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第507号 キンシタ設備

宇治市上下水道事業公告第26号

宇治市排水設備指定工事事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和4年11月18日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事事業者名
第386号	キンシタ設備